

郡山市立公民館施設整備方針

郡山市教育委員会
(教育総務部生涯学習課)
2025(令和7)年4月11日

1. 公民館に係る法令関係

「公民館は、教育基本法や社会教育法により位置付けられた公共施設」です

教育の目的（教育基本法第1条、第12条第1項）

出典：文部科学省チラシ「公民館」より抜粋

教育基本法では、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とされています。

さらに、社会教育については、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とされています。

社会教育の定義（社会教育法第2条）

社会教育法では、社会教育とは、「学校教育法（略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。

公民館の目的（社会教育法第20条）

公民館の目的として、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」が掲げられています。

公民館の設置（社会教育法 第21条第1項、第22条）

「公民館は、市町村が設置する」とされており、定期講座の開設や、討論会・講習会・講演会等の開催、図書・記録・模型・資料等を備え、その利用を図ること、体育・レクリエーション等に関する集会の開催、各種団体・機関等との連絡、その施設を公共的利用に供すること等を行うとされています。（社会教育法 第21条第1項、第22条）

関係法条文

教育基本法

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第12条第1項 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

社会教育法

第2条 「社会教育」とは、学校教育法（略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）をいう。

第20条 公民館は、市町村その他一定区間内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第21条第1項 公民館は、市町村が設置する。

第22条 公民館は、定期講座の開設、討論会・講習会・講演会等の開催、図書・記録・模型・資料等を備え、その利用を図ること、体育・レクリエーション等に関する集会の開催、各種の団体・機関等との連絡、その施設を公共的利用に供すること等を行う。

公民館の設置及び運営に関する基準

第9条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

郡山市立公民館条例

第1条 地方自治法第244条第1項及び社会教育法第21条第1項の規定に基づき、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉を増進するため、公民館を設置する。

2. 「郡山市教育基本計画」について

郡山市教育振興基本計画の状況

◆第2期郡山市教育振興基本計画（2015～2019年度）

基本目標：一人ひとりの学ぶ心を大切にする生涯学習の推進 基本施策3：生涯学習の推進 施策2：学びの場の活用

⑦施設・設備等の整備

- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設改修や老朽化した備品等の整備を行います。

◆第3期郡山市教育振興基本計画（2020～2024年度）

基本目標5：生涯を通して学び、地域づくりに生かす環境の整備 施策1：一人一人の学びの推進

⑤施設の効率的運営と整備 事業名「公民館維持管理事業」

- ・公民館機能の維持・向上のため、老朽化・長寿命化対策に加えユニバーサルデザインに配慮した施設改修や備品の整備を行います。

◆第4期郡山市教育振興基本計画（2025～2029年度） ※令和7年1月教育委員会定例会議決

基本目標5：生涯学習社会を実現する学びと成長のエコシステムの構築 （1）全世代型アクティブラーニングの環境づくり

⑤施設の効率的運営と整備 事業名「公民館維持管理事業」

- ・公民館施設整備方針及び個別計画の策定を進め、公民館機能の維持・向上のための老朽化・長寿命化対策に加え、段差解消など、ユニバーサルデザインに配慮した施設改修や備品の整備を行います。

3. 「郡山市公共施設等総合計画管理計画・個別計画」について (2016 (平成28) 年～2018 (平成30) 年策定)

総務省「公共施設等総合計画の策定に関する指針」2014(平成26)年4月 (2022(令和4)年4月改訂)

【本市当時の背景】

少子高齢化と急激な人口減少 ⇔ 公共施設の老朽化 ⇔ 公共施設更新費用に今後30年間で1,071億円不足

↓ ↓ ↓
利用者の安全を確保しつつ、施設数を適正な数にし、将来の時代を担う子供たちに優良な財産を引き継ぐため

2016 (平成28) 年3月策定 郡山市公共施設等整備総合管理計画の基本方針・目標

- 安全確保 (危険性が確認された施設への措置、耐震化など)
- 施設の**長寿命化** (必要な施設は長く使う) ⇒施設更新費用を減らす
- 施設の**最適化** (維持管理コストを減らす、施設数を減らす) ⇒施設更新費用を減らす

2018(平成30)年3月策定 郡山市公共施設等整備総合管理計画「個別計画」(集会施設：公民館)

【個別計画の評価】

【公表済み】	種別	館数	評価	主な検討の方向性
	地区館	14館	集約化・複合化	本施設又は近隣施設の改修・建替時期に合わせ、他施設との複合化又は統合・移転を検討する。
	地域館	26館		
	分館	28館 (集会所併設・他部局所管除く)	民間活用 (地域への譲渡を含む) ※河内分館(河内ふれあいセンター)のみ集約化・複合化	本施設又は近隣施設の改修・建替時期に合わせ、本施設の利用状況を精査しつつ、施設のあり方を検討の上、他施設との複合化又は統合・移転を検討する。
	分室	7室	多機能化	施設のあり方を見直しつつ、本施設の改修・建替時期に合わせ、他施設への機能移転又は機能の統合を検討する。
	体育館	3館		

3. 「郡山市公共施設等総合計画管理計画・個別計画」について

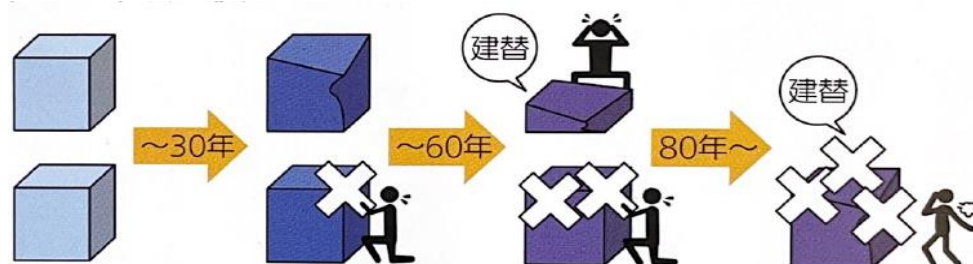
長寿命化

必要な施設は、大切に長く使います。

長寿命化とは

施設が壊れてから直すのではなく、点検診断等の結果をもとに早めに手を打つことで、なるべく施設を長持ちさせます。計画的な修繕や改修で、もともと60年以内で建替え時期を迎える施設も80年以上使うことができます。

【なにもしない】



【長寿命化】

●全て解体後同規模の建物に「改築」⇔「長寿命化」した場合

長寿命化の場合：
建設廃棄物排出量 ▲約56%
二酸化炭素排出量 ▲約84%
工期 ▲約74%
人工数(作業に要する人員数) ▲約63%

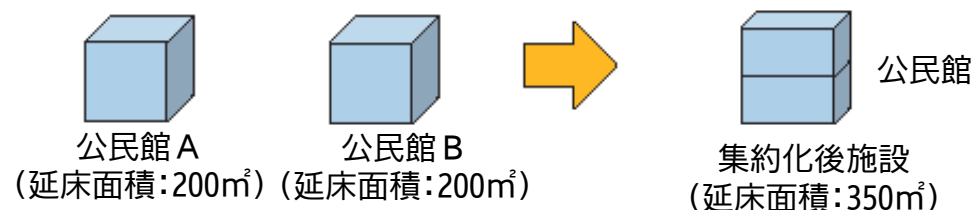
➡「環境に配慮した取り組み」「コストダウン」に
(出典：文部科学省「学校施設長寿命化改修の手引」)

総量縮減

施設の全体量やコストを縮減します。

集約化とは

利用状況や将来の見通し、周辺施設の設置状況等を踏まえ、複数の同じ種類の施設を統合し、一体の施設として整備すること。施設の面積の縮減と、将来の更新費用や運営費を抑制することができます。



複合化とは

複数の異なる種類の施設を1つの建物の中に入居させ、これらの施設の機能を有した施設を整備すること。サービスを維持したまま、施設の面積の縮減を図ることができます。



多機能化とは

新しいサービスが必要になったり、利用者の少ない施設を廃止するときに、そのサービスや施設の機能を他の既存施設に持たせることで、施設の面積を増やさずに、サービスの向上・維持を図ることができます。



この他「最適化」には「用途変更」「廃止」も含まれます。

4. 郡山市立公民館 施設の概要

◆公民館種別ごとの対象エリア・役割等

種別	既存館数	対象エリア	主な役割・機能	備考
中央公民館	1 館	市内全域	市内全域を対象とする社会教育事業等の実施、団体活動等の施設	
地区館※	1 4 館	行政センター管内	地域（行政センター管内）の社会教育事業等の実施、団体活動等の施設 ※安積・富久山公民館は安積・富久山総合学習センターを兼ねる。	
地域館	2 6 館	小学校区	①旧市内の地域館 旧市内の人口集中地区等における社会教育事業等の実施、団体活動等の施設 ②行政センター管内の地域館 管内の人口集中地区等の社会教育事業等を地区館と分担	

4. 郡山市立公民館 施設の概要

◆公民館種別ごとの対象エリア・役割等

種別	既存館数	対象エリア	主な役割・機能	備考
分館	5 1 館 ※うち集会所等併設分館 1 9 館 ※うち他部局所管 4 館	・行政センター管内 (地区館)の特定地域 ・中央公民館管内	地区館・中央公民館管内の特定地域における社会教育事業等の実施、団体活動等の施設	※集会所等併設分館は地区(町内会等)所有施設
別館	1 館		富久山総合学習センター別館として本館を補完	
分室	7 室	・地区館管内 (行政センター管内) ・中央公民館管内	地区館・中央公民館に付属する施設	
体育館	3 館	喜久田町 (1 館) 日和田町 (2 館)	行政センター管内の社会教育・コミュニティ活動等のための施設	合併前の旧町村から引き継いだ体育・集会施設

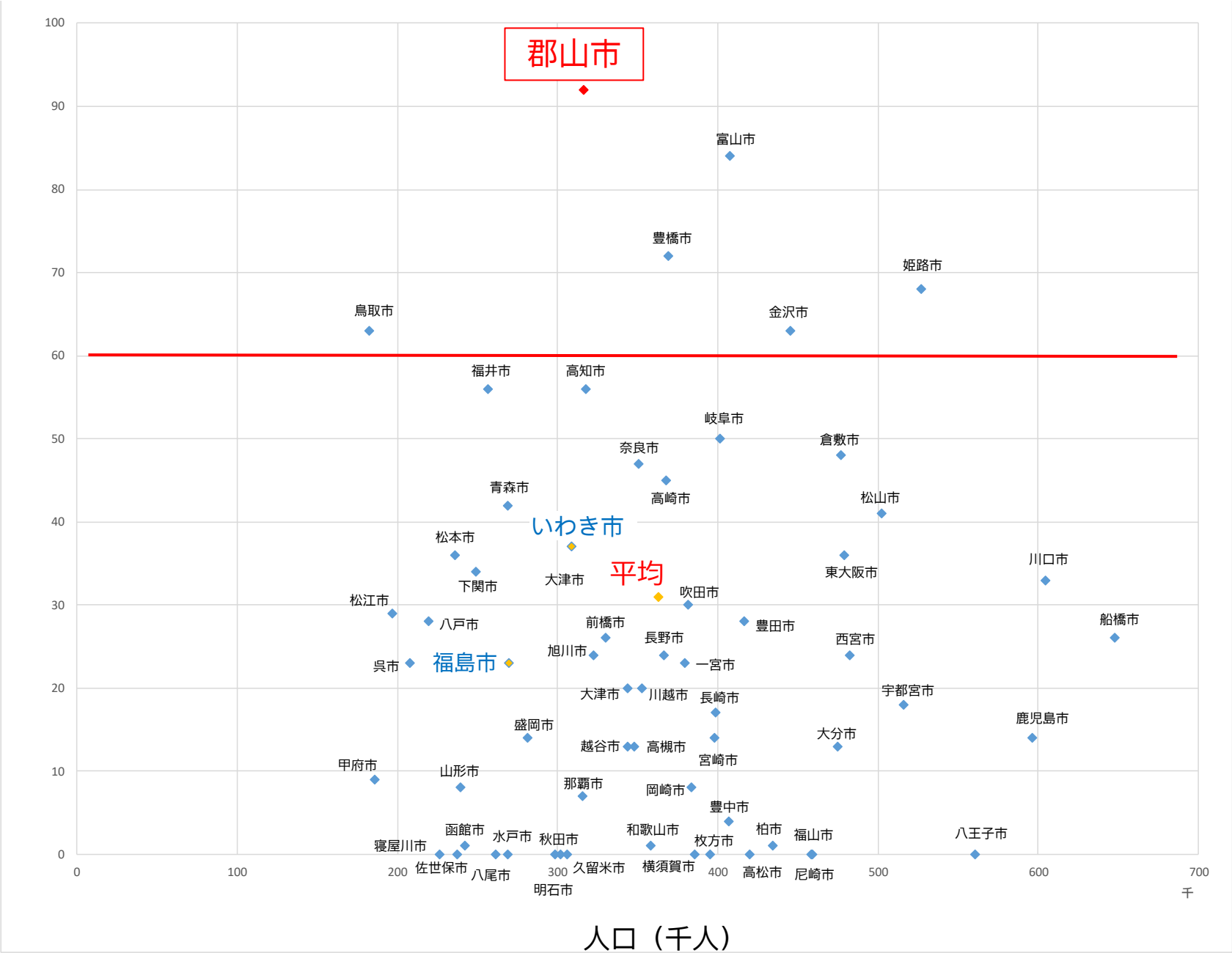
5. 中核市の状況

公民館と人口の相関図

◆中核市62市中、60館超の公民館（赤ライン）を設置している中核市は6市。郡山市は全国1位。全国平均は31館。
県内中核市：福島市 22館（本館16館、分館6館）、いわき市 37館（基幹公民館6館、地区館31館）

公民館数と人口の相関図 （令和5年度(2024年2月)中核市市長会 都市要覧より抽出）

公民館数



2024(令和6).3.31現在

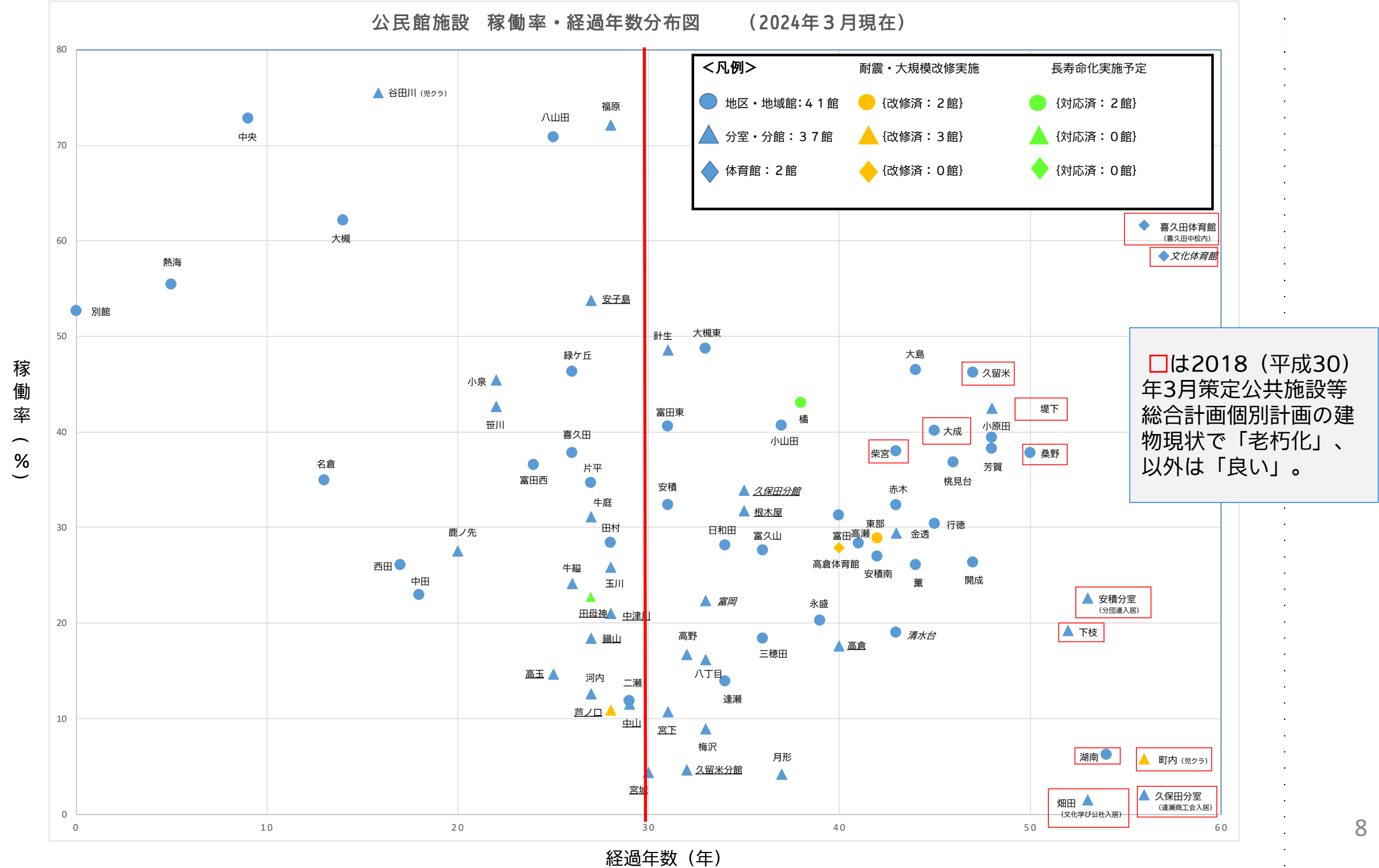
中核市	面積	人口
郡山市	11位	40位
福島市	9位	47位
いわき市	2位	42位
1位	富山市	船橋市

※本市は「7分室、3体育館を除いた92館」で報告

6. 郡山市立公民館の状況

公民館施設 稼働率・経過年数分布図 80施設（集会所併設及び他所属管理施設を除く）2024(令和6)年3月現在

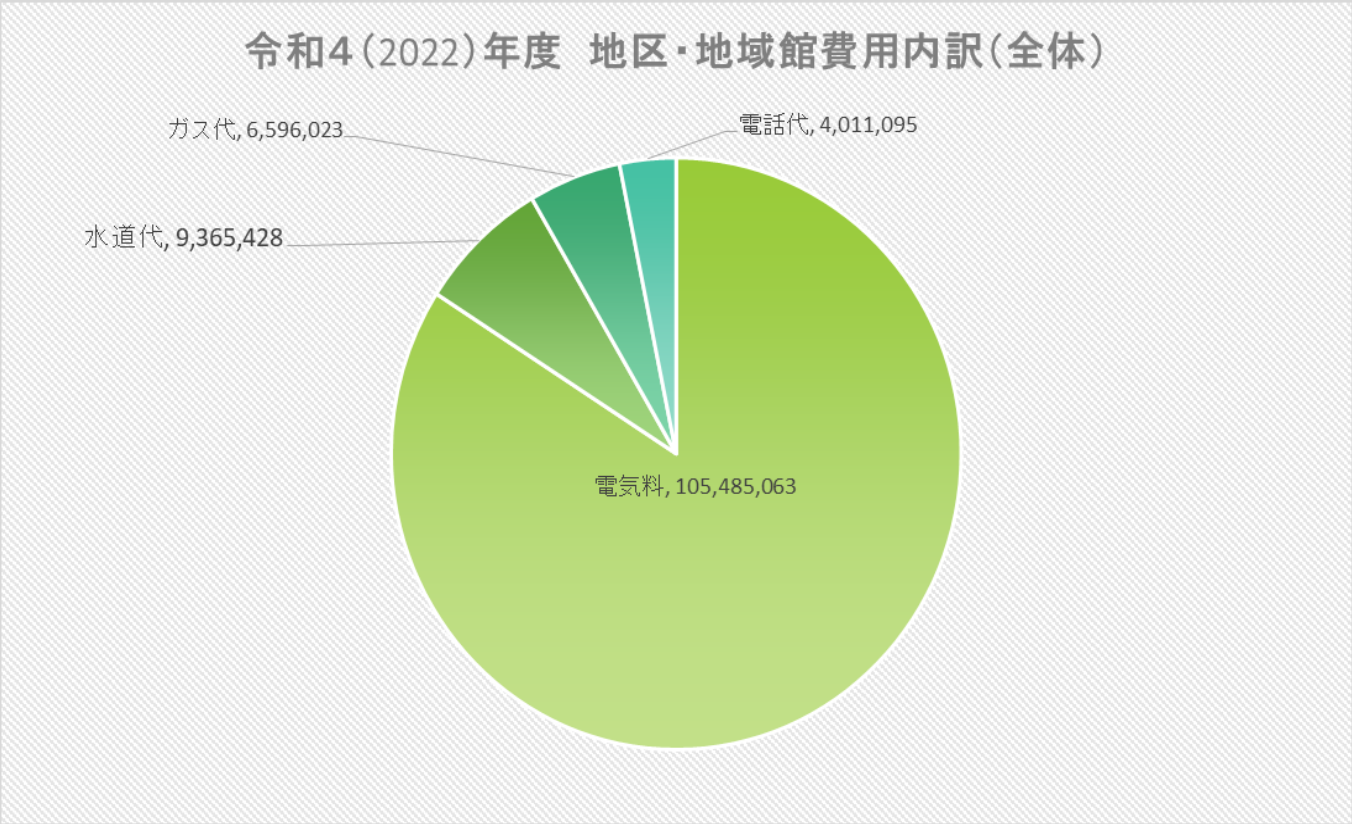
◆表の中心線（赤ライン）が経過年数30年であり、30年を経過した施設は50館、約52%。



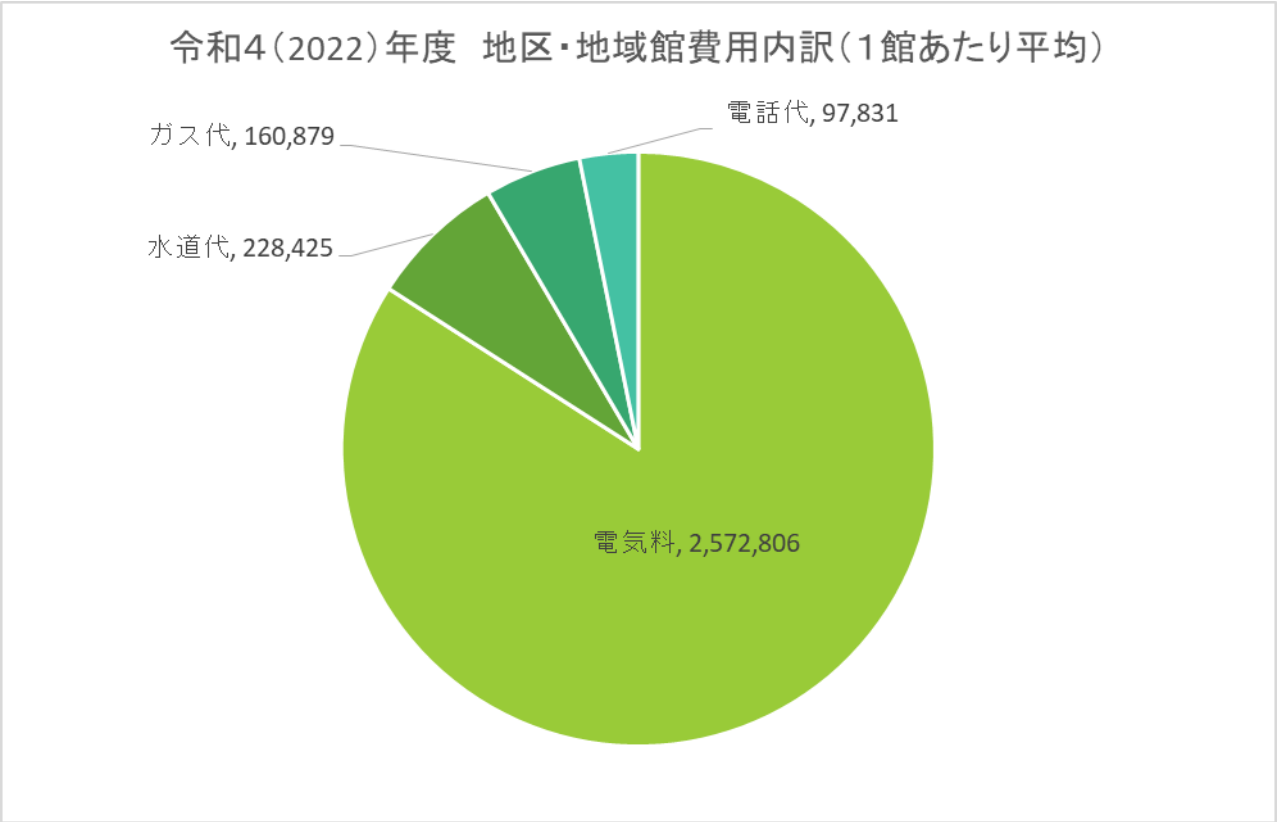
6. 郡山市立公民館の状況

地区・地域館の費用（維持管理費）

◆維持管理費として年間約1億2,547万円、月額約1千50万円、日額約34万円支出（分館分室比5.6倍）。施設修繕費は含まれていない。
1館当たりの平均年額は約306万円。



維持管理費用（施設修繕費は除く）
年額 約1億2,547万円
月額 約1千50万円
日額 約34万円



1館あたり平均
年額 約306万円

6. 郡山市立公民館の状況

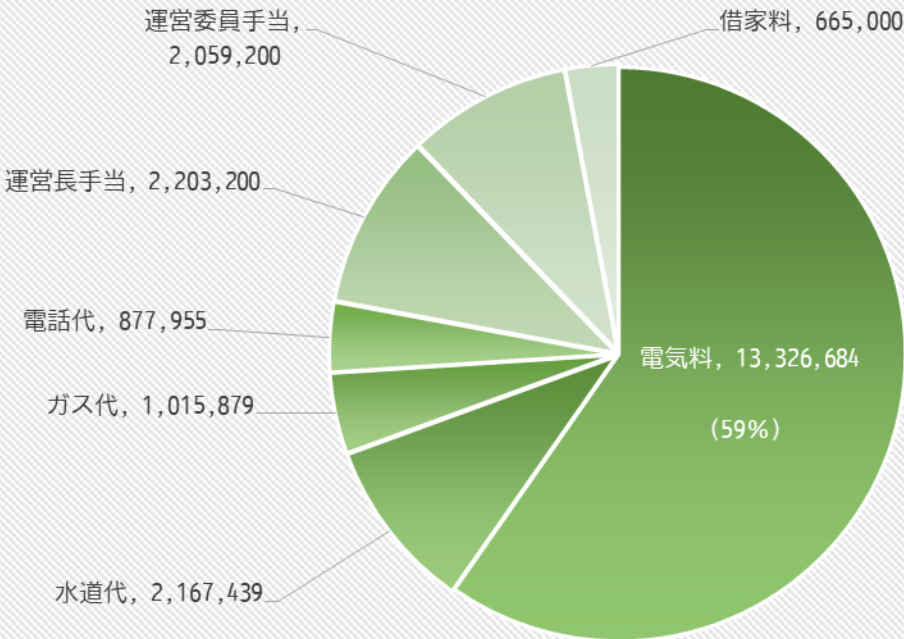
分館・分室の費用（維持管理費）

◆維持管理費として年間約2,300万円、月額約190万円、日額約6万2千円支出。施設修繕費は含まれていない。

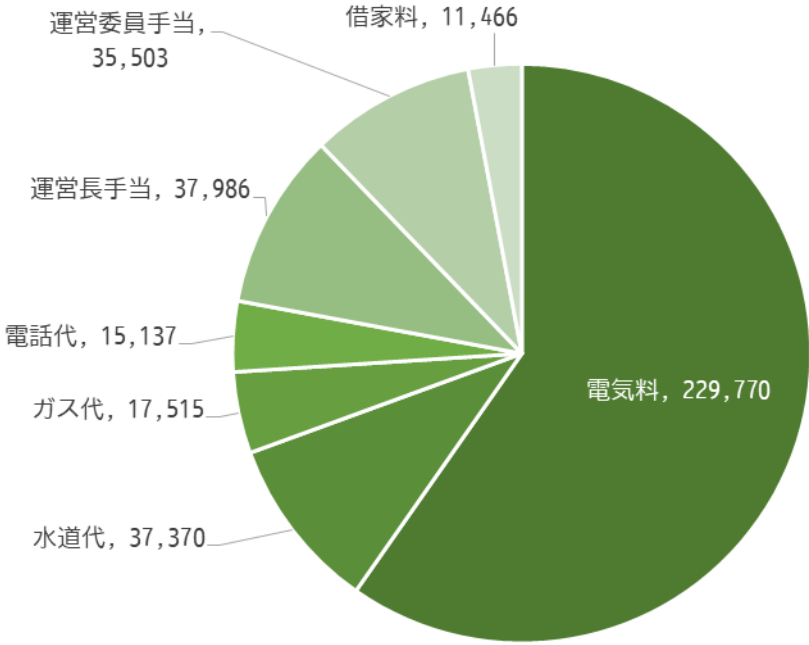
費用の約78%を占める光熱水費（電気・水道・ガス・電話代）のうち基本料金は、施設利用がなくても支出が必要。
1館当たりの平均年額は約39万円。

◆年間費用が多い分館・分室は、日中職員が常駐しており、他部局所管の事業等を行っているところがある。

令和4（2022）年度 分館・分室費用内訳（全体）



令和4（2022）年度分館・分室費用内訳（1館あたり平均）



維持管理費（施設修繕費は除く）
年額 約2,300万円
月額 約190万円
日額 約6万2千円

1館あたり平均
年額 約39万円

6. 郡山市立公民館の状況

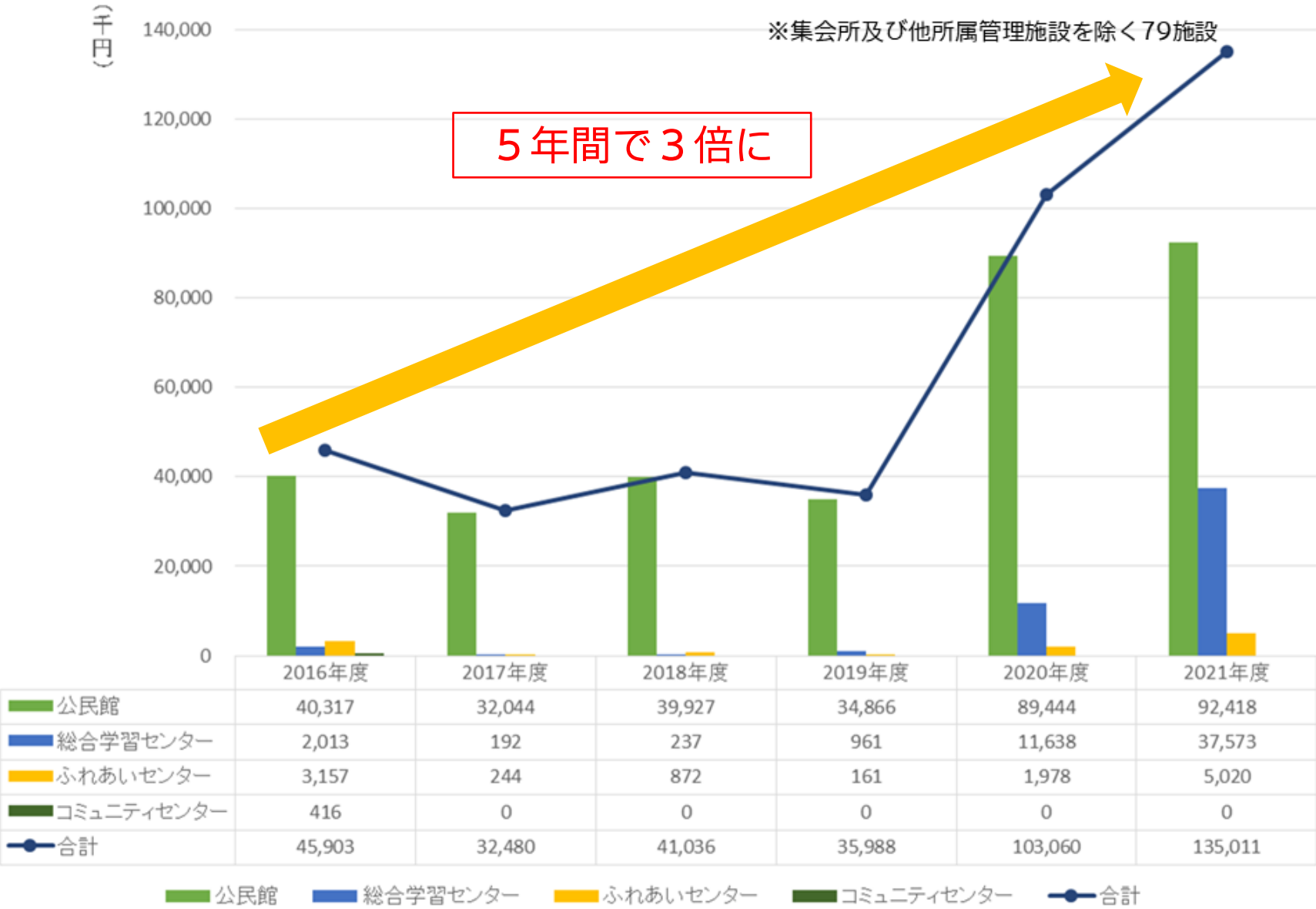
公民館全体の費用（施設修繕費等）

- ◆公民館施設に要する施設修繕費等（施設工事費、施設修繕費）は、5年間で約3倍。
2020年度以降は2020（令和元）年台風19号、2021（令和4年）年3月地震の影響、最近では資材高騰、人件費増等がある。
- ◆大規模修繕費用は「起債」（借金）⇒ 子ども・孫・ひ孫たちの負担に

維持補修費の推移（事業別財務諸表より抽出）

※集会所及び他所属管理施設を除く79施設

5年間で3倍に

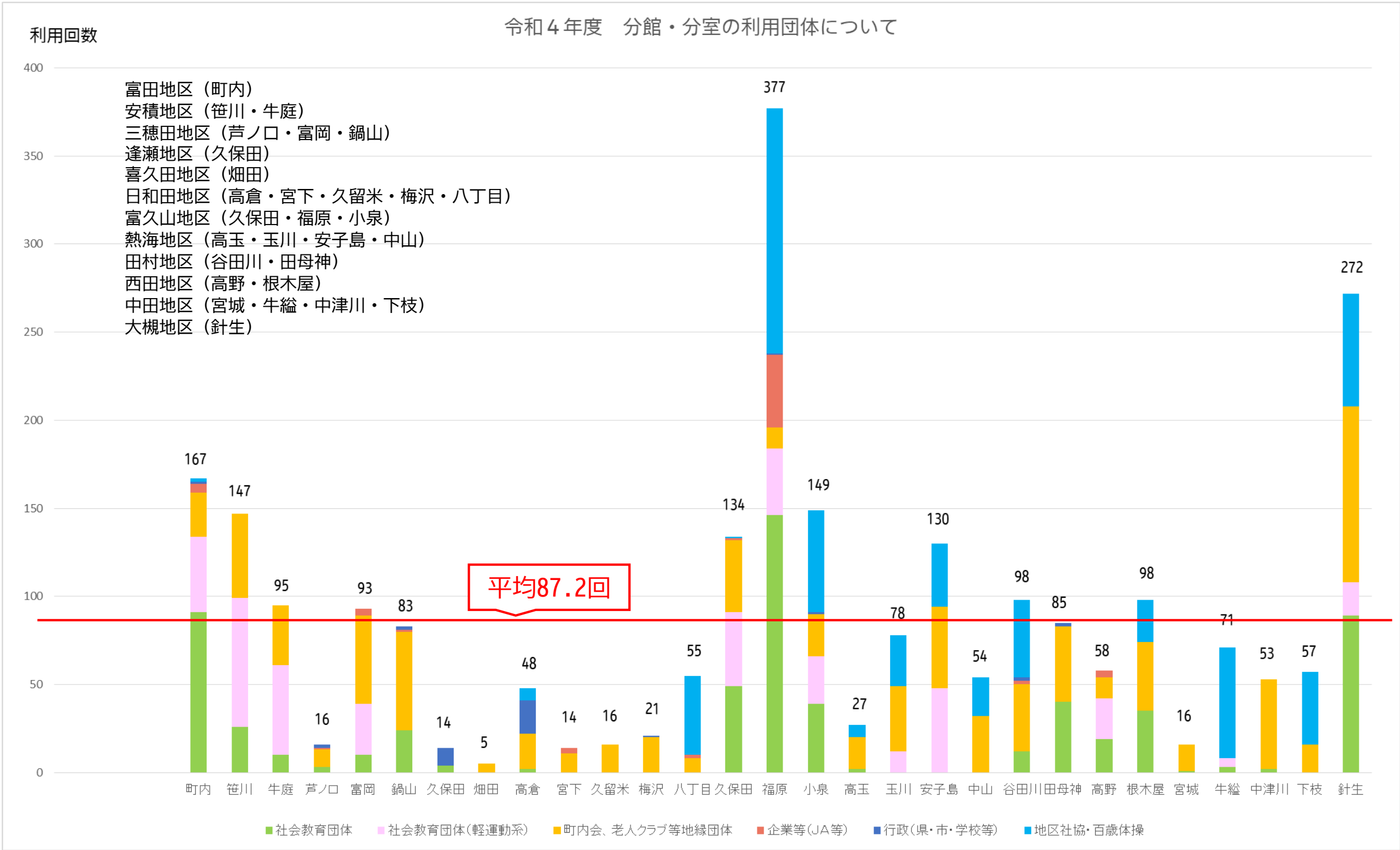


施設修繕費等	年度別合計
令和3(2021)年度	約1億3,501万円
令和2(2020)年度	約1億3,060万円
令和元(2019)年度	約3,599万円
平成30(2018)年度	約4,104万円
平成29(2017)年度	約3,248万円
平成28(2016)年度	約4,590万円

6. 郡山市立公民館の状況

分館・分室の状況（利用団体内訳）（集会所併設及び他部局使用施設等除く29館）

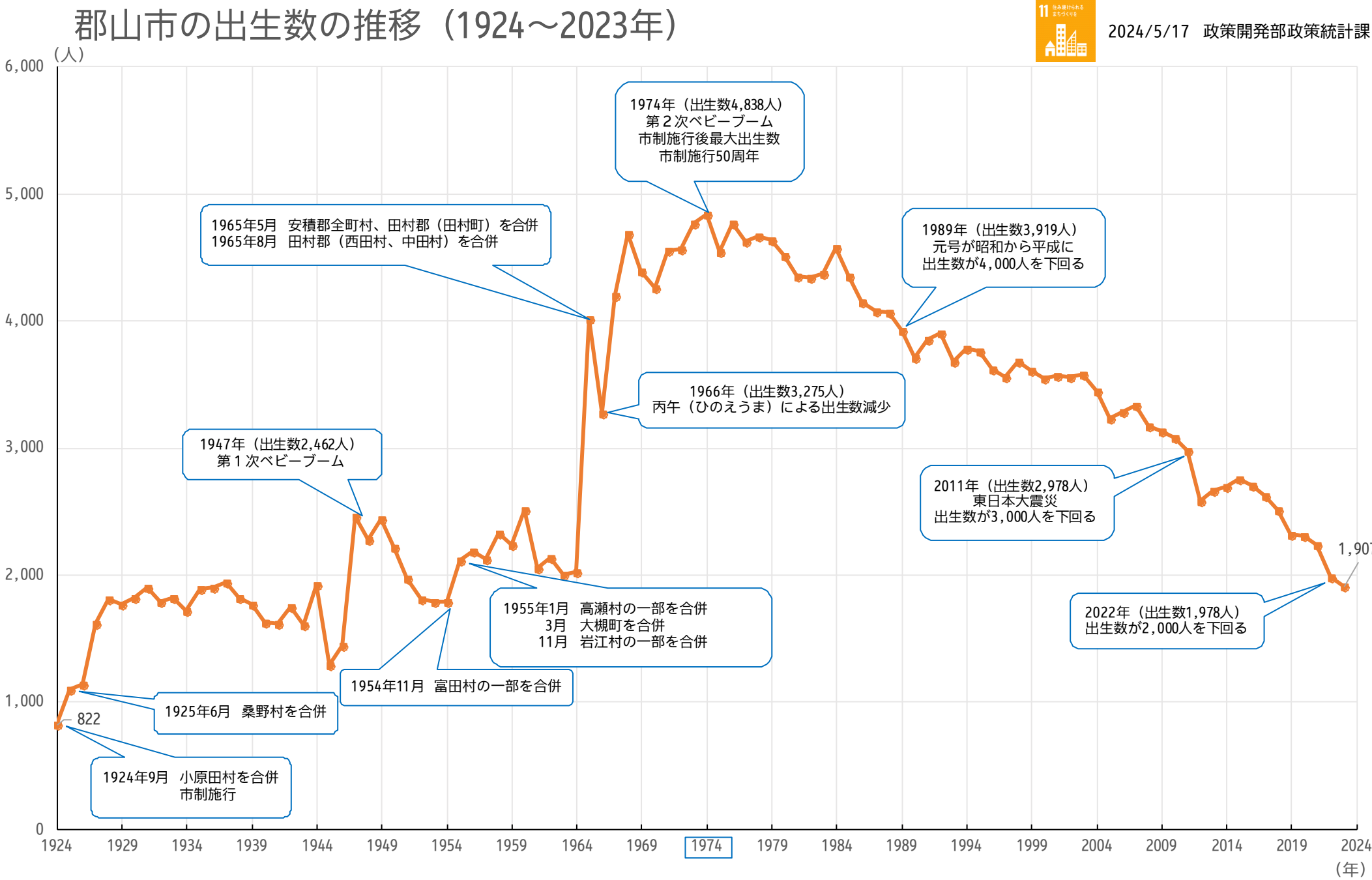
◆地域によっては、社会教育団体（黄緑・桃）より町内会等の地縁団体（黄）・百歳体操（水色）等の利用が多い。



7. 郡山市立公民館を取り巻く状況

郡山市の出生数の推移

◆出生数は、1989(平成元)年度には4,000人を下回り、2022（令和4）年度には初めて2,000人を下回った。



郡山市の出生数は、市制施行50周年の1974（昭和49）年をピークに減少している。

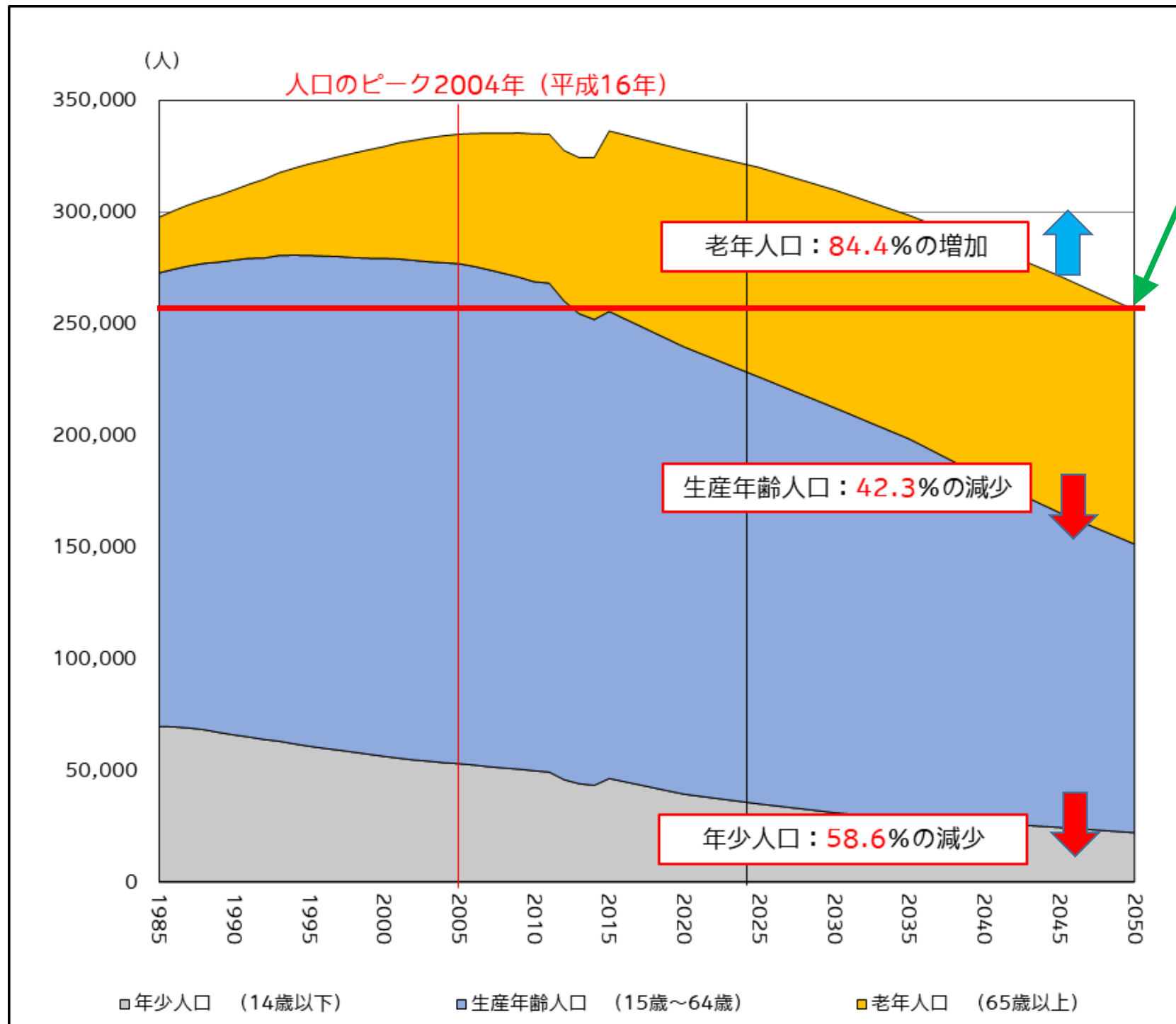
※出典ごとの集計方法が異なるため、単純に比較ができないことに留意が必要。

出典：郡山市統計書
人口動態統計（e-Stat）
郡山市統計一斑

7. 郡山市立公民館を取り巻く状況

郡山市の人口推移・推計

郡山市の人口推移・推計（国立社会保障・人口問題研究所2023年12月公表）



本市人口は
2050（令和32）年に約25万人
（約24.5%減少）の見込。
1970～1975（昭和45～50）年の
人口に戻る。

生産年齢人口（労働の中核を
担う15～64歳）及び
年少人口（14歳以下）が
著しく減少

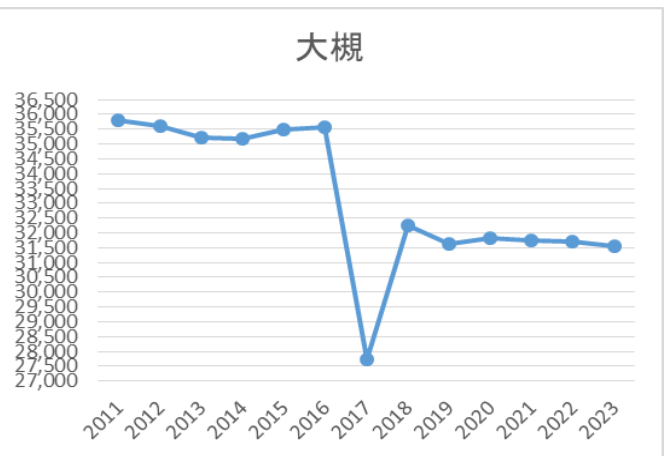
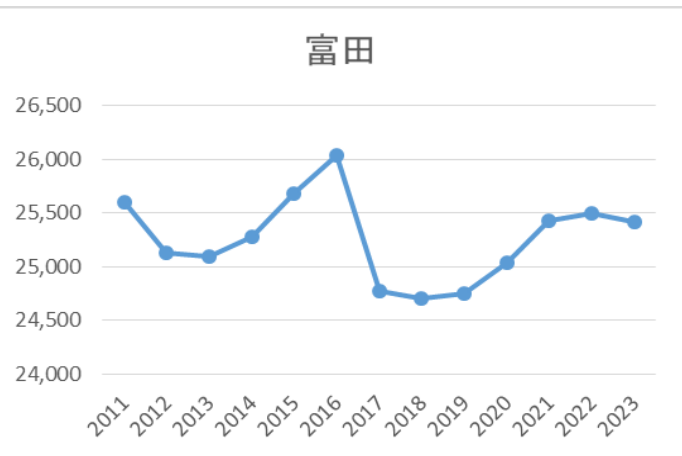
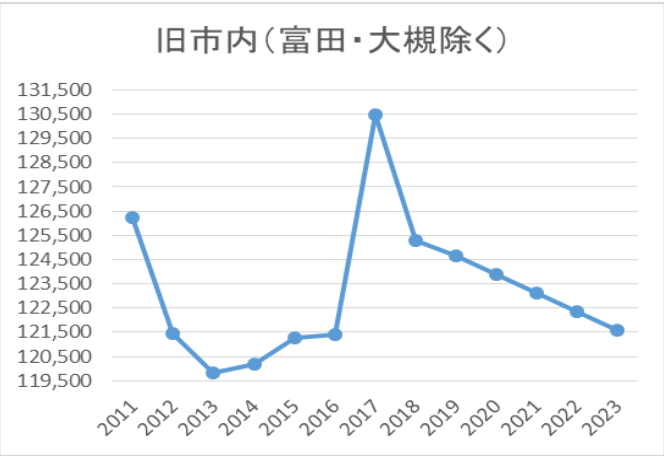
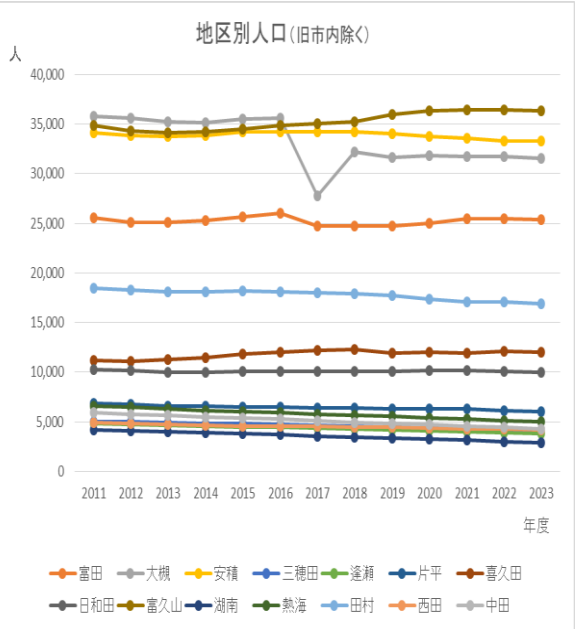
総務省「我が国における総人
口の長期的推移」によれば
「今後100年間で100年前（明
治時代後半）の水準に戻って
いく。極めて急激な減少。」

◆著しい人口減少 ⇒ 施設更新には想定以上の大きな財政負担が生じると見込まれる。

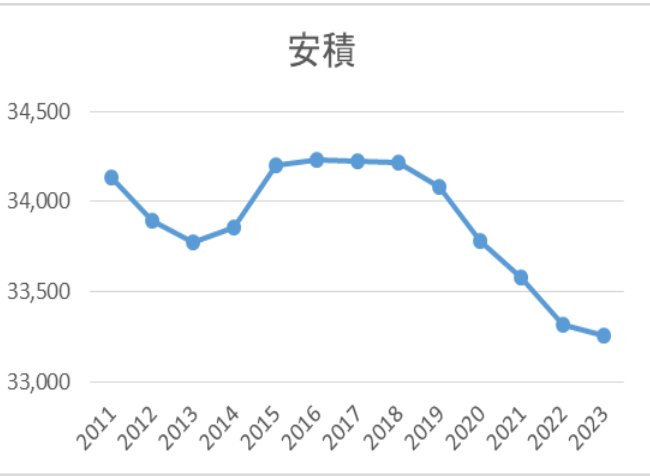
7. 郡山市立公民館を取り巻く状況

【参考】町字別地区別人口推移（「DX戦略課発行：住民基本台帳に基づく町（字）別人口、各年1月1日現在」から作成）

- ◆「地区別人口」（左上）に関連して「地区別人口の推移」（縦軸「人」、横軸「年度」）。
- ◆地区人口規模が15,000人以上は旧市内・富田・大槻・安積・富久山・田村。
- ◆2011～2023年度までの状況では、**富久山・喜久田は増加傾向にあったが、2023年度には減少へ。**
12ページ掲載の他地区は横ばいもしくは減少傾向。



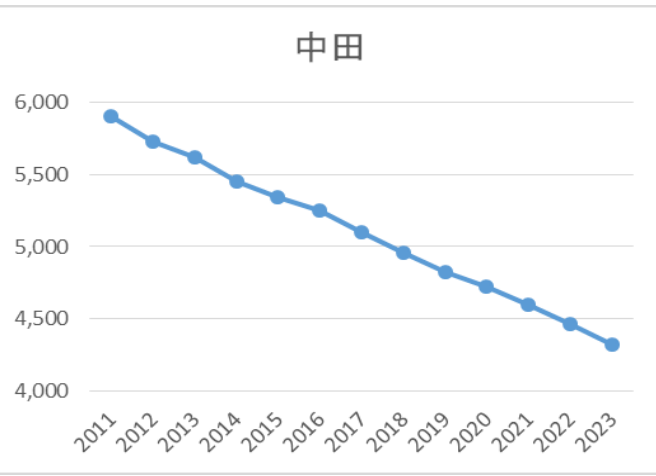
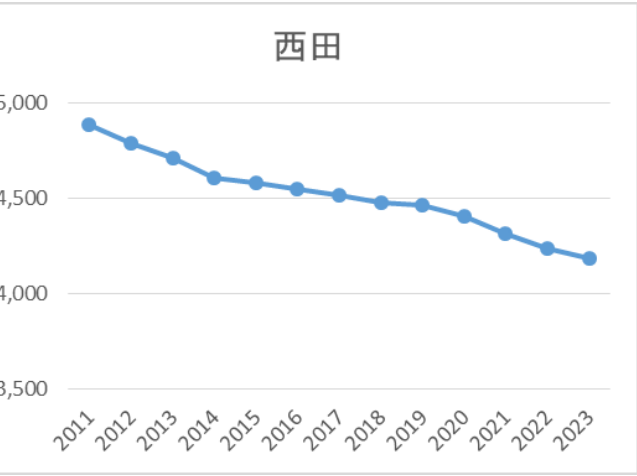
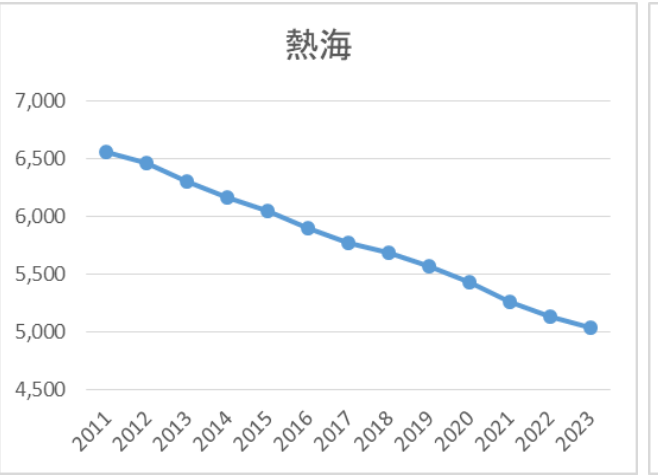
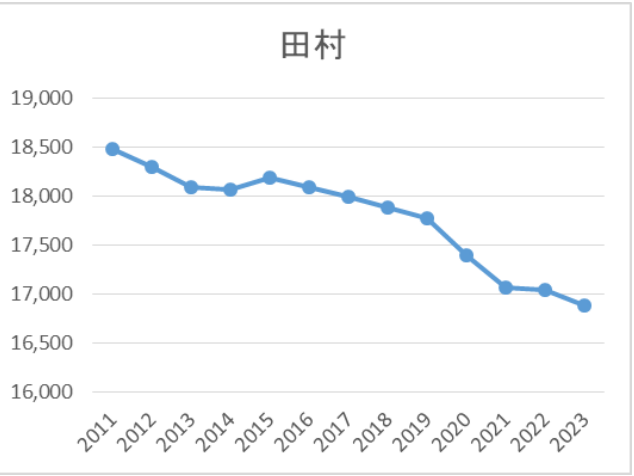
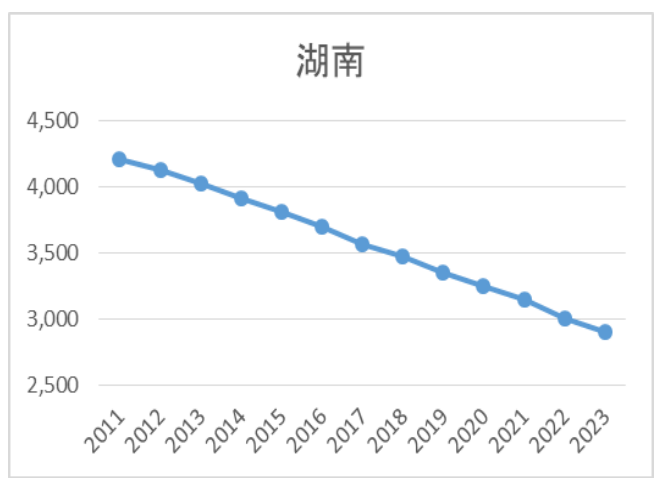
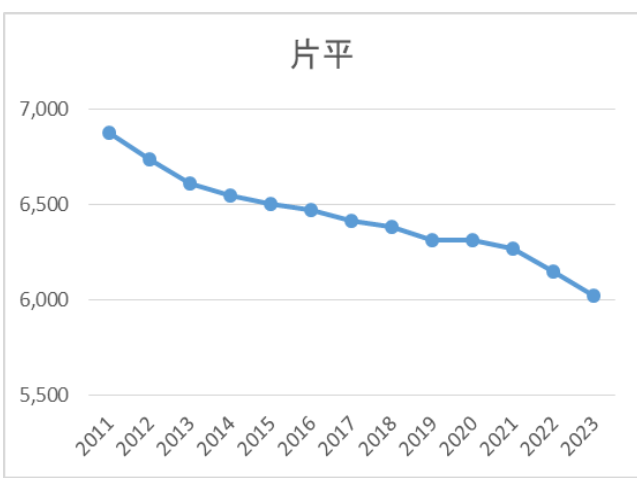
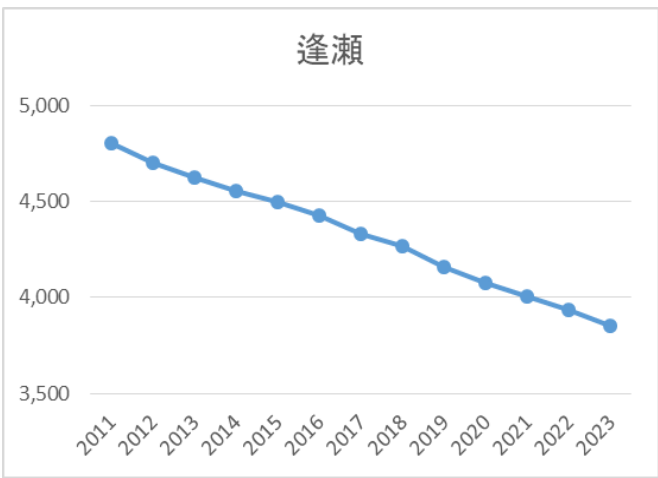
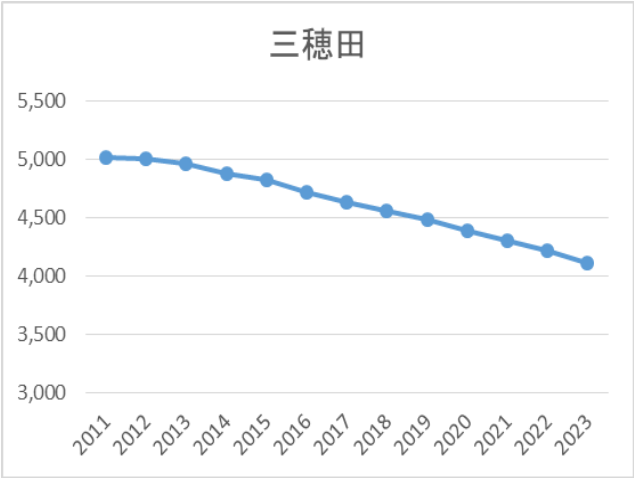
※「旧市内・富田・大槻＝平成29（2017）年度以降、行政センター設置条例で定める地区ごとに集計」



7. 郡山市立公民館を取り巻く状況

【参考】 町字別地区別人口推移（「DX戦略課発行：住民基本台帳に基づく町（字）別人口、各年1月1日現在」から作成）

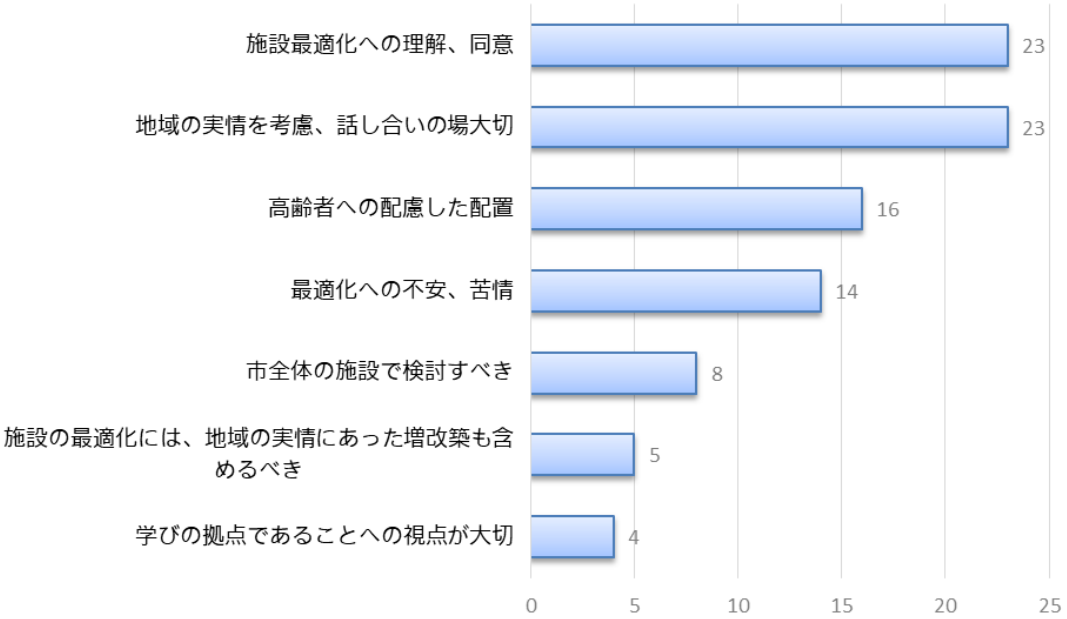
◆2011～2023年度まで、**当ページに掲載した地区の人口は全て減少。**



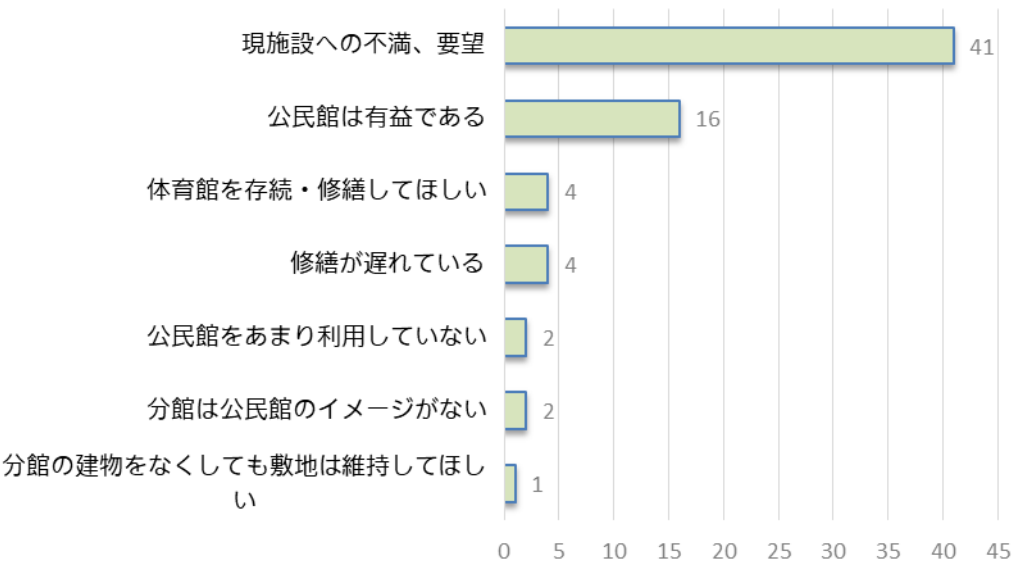
8. 公民館への意見

(1) 地域懇談会での意見 2024（令和6）年6月28日～9月3日 市内15地区17回開催 参加者延べ178人

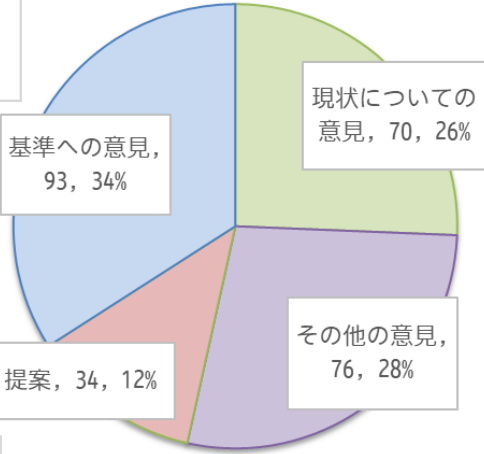
基準への意見



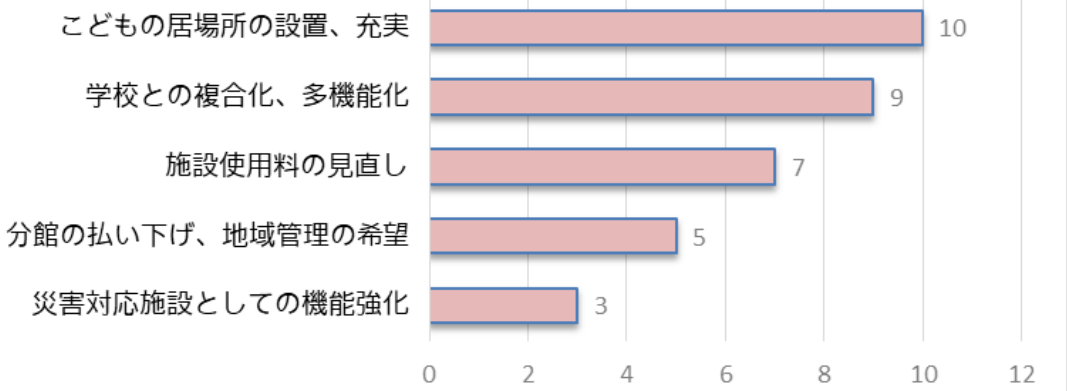
現状についての意見



意見区分

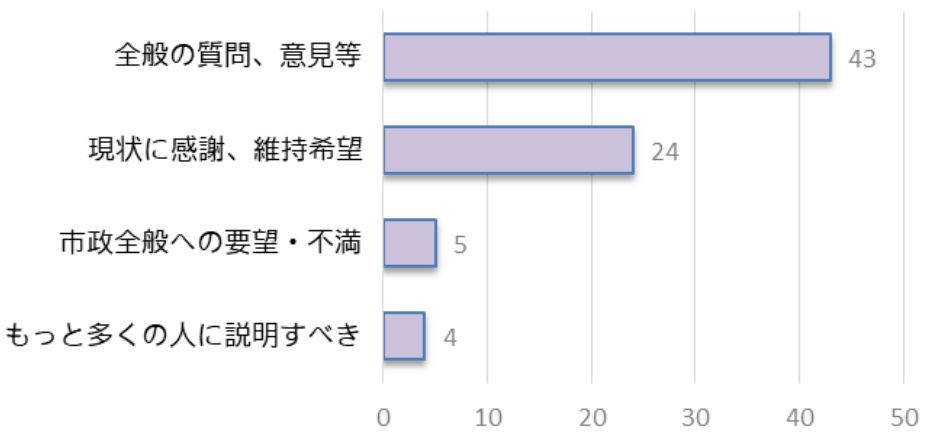


基準への提案



合計 273件

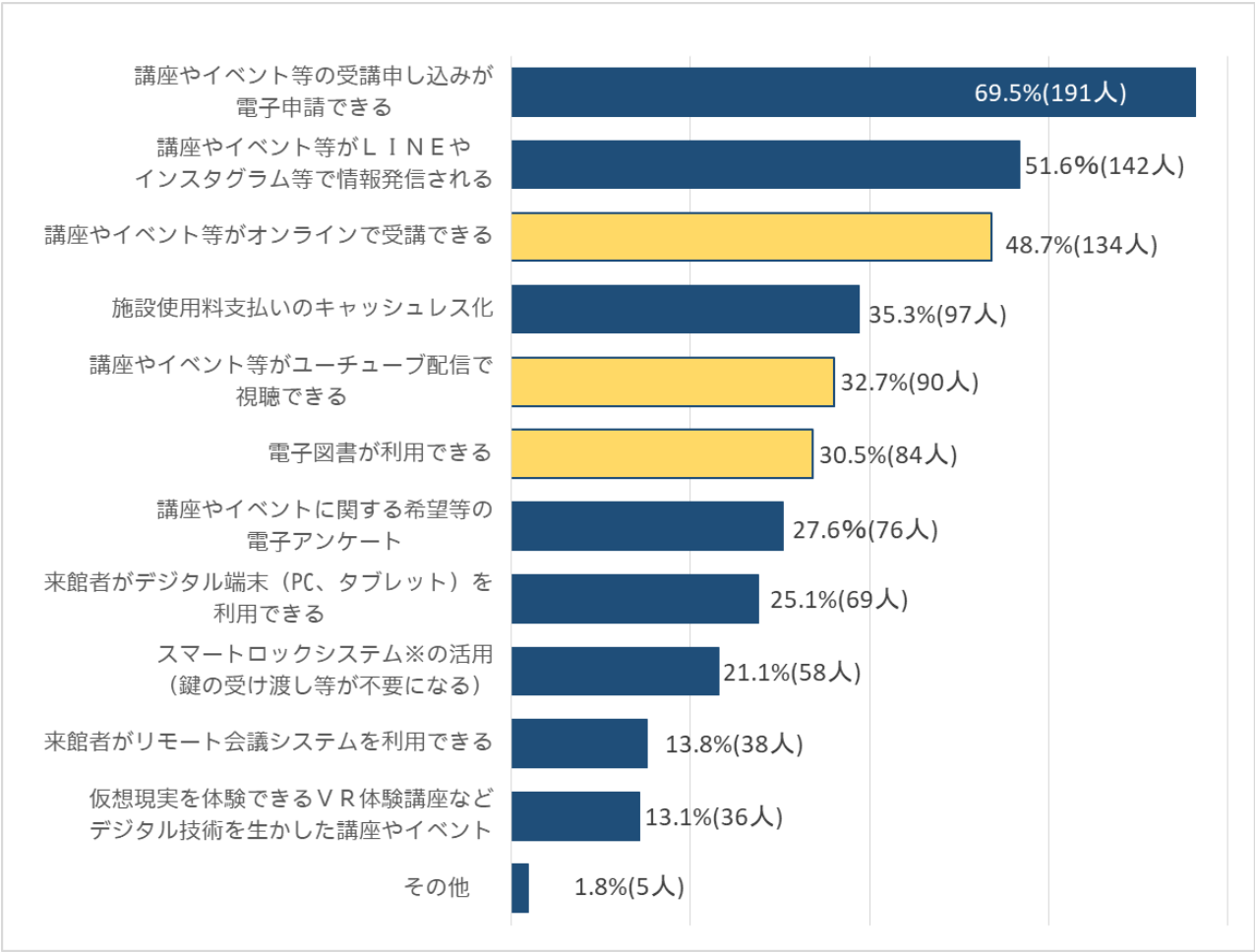
その他の意見



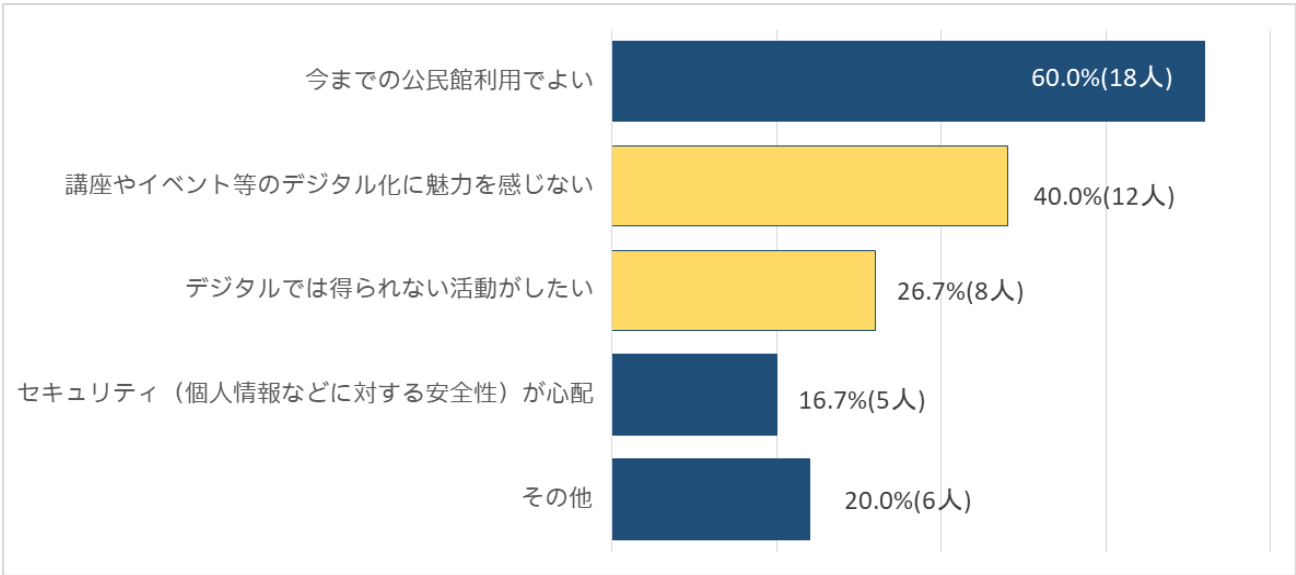
8. 公民館への意見

(2) まちづくりネットモニターアンケート「公民館の利用状況及びデジタル活用の推進について」結果抜粋
実施期間2024.5.1～5.10 回答者数374名（男性156名、女性217名、不明1名）回答率91.0%

1 公民館でどのようにデジタルの活用がされればよいと思いますか？
・複数選択可 ・回答者275人



2 公民館でのデジタル活用の必要がない理由は何ですか？
・複数選択可
・公民館のデジタル活用は不要と回答した30人（8.0%）による（必要と回答したのは275人、73.5%）



1 について

公民館の講座への参加について、デジタル活用により利便性の向上を望む声は大きいですが、「講座やイベントをオンラインで受講できる」や「講座やイベント等がYouTube配信で視聴できる」など回答もあり、**必ずしも公民館に出向くことに縛られない利用方法を望む声も一定数確認**できる。

2 について

回答数は少ないものの、「講座等のデジタル化に魅力を感じない」「デジタルでは得られない活動がしたい」との回答から、**公民館でのリアルな体験に魅力を感じている人が一定数確認**できる。

9. 郡山市立公民館施設整備方針（各施設の個別計画策定の基準）

個別計画の策定の際は、当該方針に基づき、公民館の種別により次の順序で方向性を検討する。

種別	館数 (97館)	検討の方向性	地域懇談会の意見・要望	個別計画策定
地区館	14館	①複合化 → ②長寿命化	●「①複合化」は「学校」「行政センター」等近隣公共施設全体を対象とすること。	原則建築年度の古い順に、施設ごとの個別計画を策定する。 【詳細状況】 1 施設の構成・設備等 2 地区現住・将来人口 3 施設利用状況 4 施設維持費・改修費等 5 近隣公共施設の状況 6 施設周辺の都市計画 7 当該地域特性等
地域館	26館	①複合化 → ②集約化 → ③長寿命化	●「①複合化」は「学校」「保育所」「児童クラブ」等近隣公共施設全体を対象とすること。	
分館 (集会所等併設を除く)	28館	①集約化 (本館等へ統合) → ②後利用等検討 (③民間活用⇒④他部局へ用途替)	●「③民間活用」は地域から譲渡の希望があれば譲渡し、「集会所」等として利用可能とすること。 ●「①本館等へ統合」を検討する際は、本館までの交通手段も検討・配慮すること。 ●市全体のまちづくりの観点をはじめ地区特性（「人口維持・増加地域」と「高齢化・人口減少地域」）を考慮すること	
分館(集会所等併設)	19館	「分館」登録解除 → 「集会所等」単独施設		
分室	7室	多機能化(本館等へ集約) → 後利用等検討		
体育館	3館	集約化(機能統合) → 後利用等検討		

「長寿命化」「複合化」「集約化」
:郡山市公共施設等総合計画(P29・35)参照
「地区館」「地域館」「分館・分室」
:郡山市立公民館条例施行規則別表第1参照。
地区館は、行政センター地区の名称がついた14館をいう。

10. 公民館施設整備方針により目指すビジョン

①複合化等の際は、その効果を最大限に発揮するため、行政センター・図書館（分館）等の同居によるワンストップ化に伴う、利便性の向上・高齢者等への移動負担の軽減のほか、施設の相互利用や交流の創出等を図り、「縮減」と「機能充実」を合わせた『縮充』を目指す。

②地域コミュニティ単位のひとつである、小・中学校との連携により、コミュニティスクールや地域学校協働活動推進事業等の、より効果的な展開や多世代交流の促進による、こどもたちの社会性の養成や地域文化の伝承など、学校教育と社会教育のより一層の連携を図る。これらを支える公民館職員の資質向上も進める。

③動画配信やリモート会議システムによる講座参加や図書館のオンライン分館・電子図書の利用などDXの活用により、いつでも・どこでも利用できるサービスを拡充し、高齢者等の移動負担の軽減や公民館サービスをハード（施設）からソフト（サイバー空間等）へ拡大し、利用時間と利用エリアの拡大を図る。

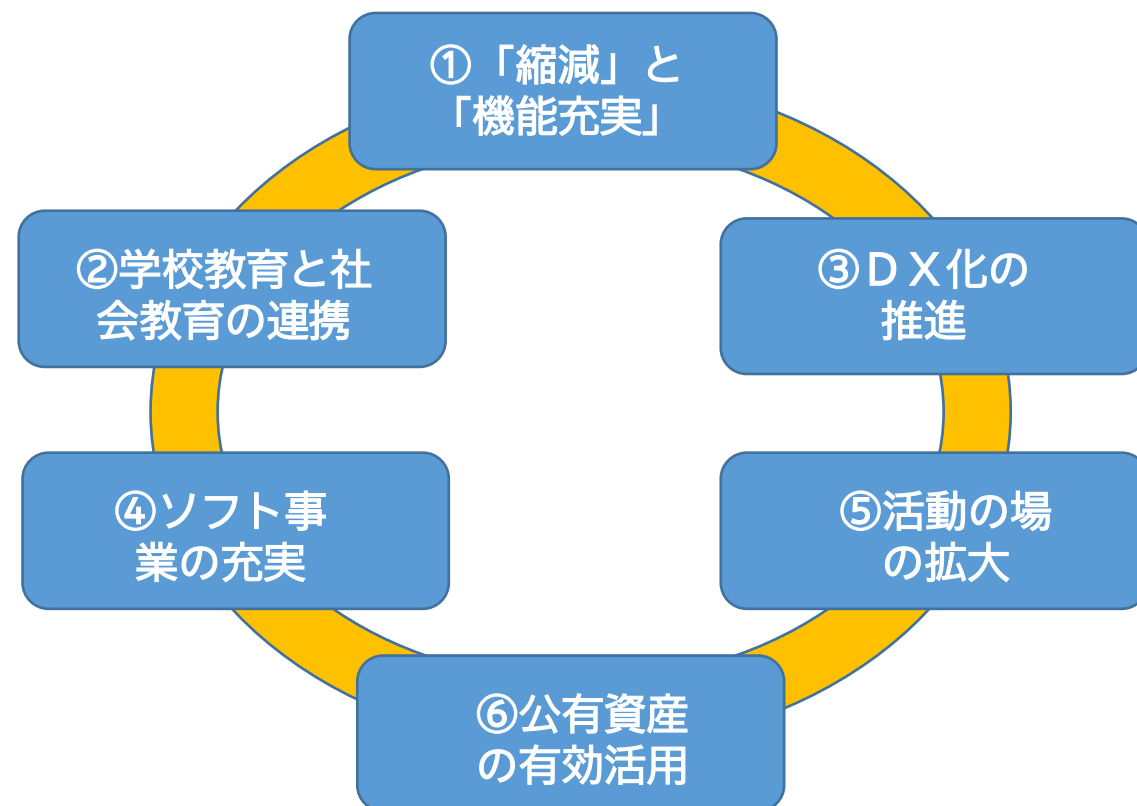
④対面や体験が有効なものは、集会所をはじめ民間施設や共同住宅等への出前講座、きらめきバンク～達人先生など「おでかけ公民館」として、講師・職員等が出向くことで、柔軟な場所・手法で公民館機能を果たしていく。

⑤複合化・集約等による影響の緩和策として、小中学校の活用、地域内の公共施設や民間施設などとの協力・連携を図り、サテライト的な活動施設の拡大により高齢者等の活動支援を図る。

⑥持続可能な施設運営のため、ネーミングライツ、利用者サービスの向上に資する目的外使用許可・貸付など公有資産の有効活用による財源創出

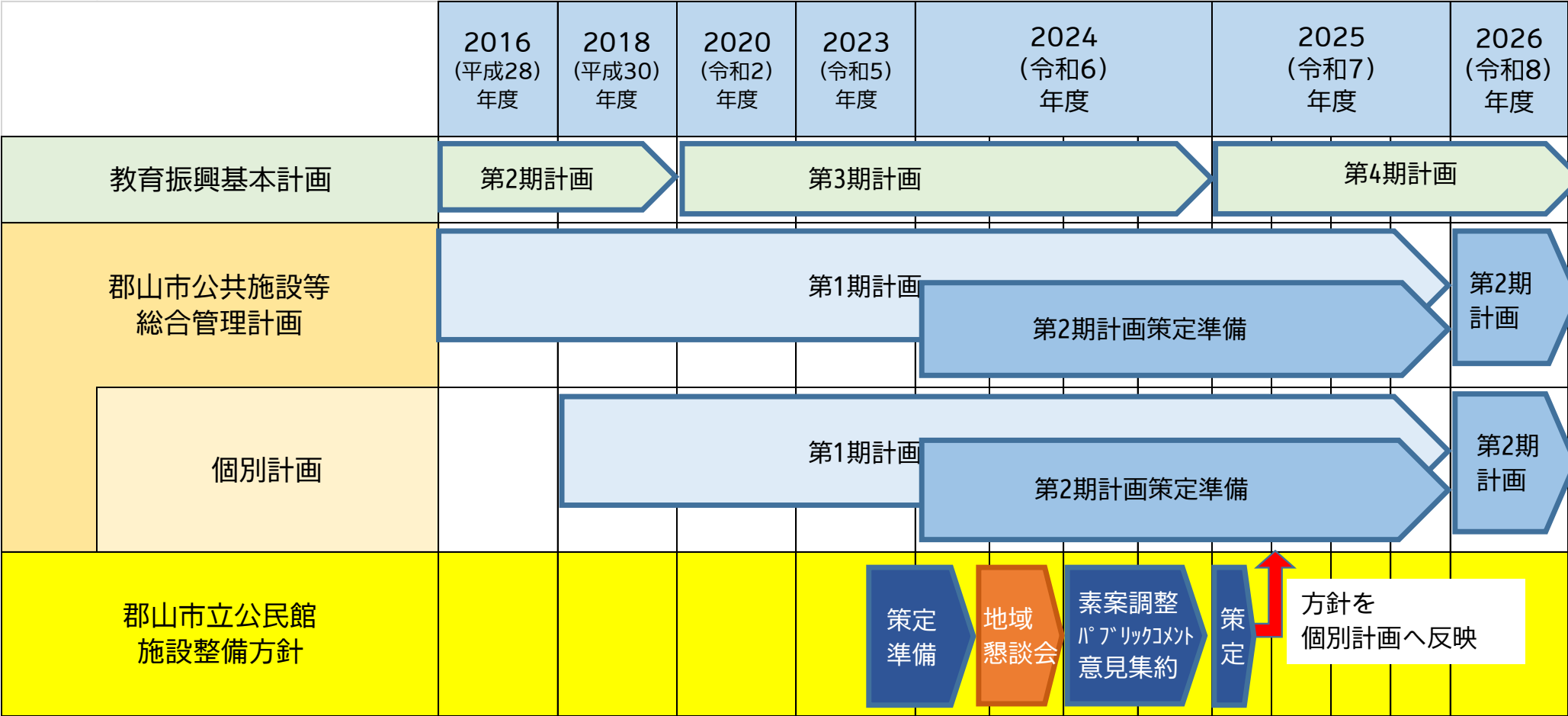
※本方針では、生涯学習施設として、受益者負担の適正化・公民館との機能・供用形態等の類似性から、郡山市総合学習センター条例（平成17年郡山市条例第17号）に規定する「学習センター（別館）」を対象に含める。

郡山市の将来を担う子ども・孫・ひ孫たちへ、より良い形で市の資産を引き継ぐため、これからの100年に向けた公民館施設の在り方を示す



1 1. 策定スケジュール

郡山市公共施設総合管理計画と郡山市立公民館施設整備方針の全体スケジュール



- 方針策定のための「地域懇談会」実施地区 2024（令和6）年6月28日～9月3日
旧市内（本庁2回、緑ヶ丘）
行政区（富田、大槻、安積、三穂田、逢瀬、片平、喜久田、日和田、富久山、
湖南、熱海、田村、西田、中田）